

Title	尊経閣文庫所蔵『外記補任』の補訂(IV): 八・九世紀分について
Sub Title	The supplementary correction on the Gekibunin (『外記補任』) (IV)
Author	中野, 高行(Nakano, Takayuki)
Publisher	三田史学会
Publication year	1986
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.56, No.3 (1986. 11) ,p.95(357)- 108(370)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19861100-0095">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19861100-0095</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 尊経閣文庫所蔵『外記補任』の補訂 (Ⅳ)

— 八・九世紀分について —

中野高行

## 目次

- 一 はじめに
- 二 尊経閣文庫所蔵『外記補任』の書写過程について
- 三 『外記補任』の補訂  
桓武天皇 延暦十一年(以上(Ⅰ))  
仁明天皇 嘉祥二年(以上(Ⅱ))
- 四 補訂の解説  
醍醐天皇 昌泰三年(以上(Ⅲ))
- 五 尊経閣文庫所蔵『外記補任』の史料的价值について
- 六 尊経閣文庫所蔵『外記補任』の素材について(以上本号)

## 四 補訂の解説

\* 1 秋篠安人は、『続紀』では延暦元年九月二十一日における少内記在任が確認されるので、六月に少外記に補任されたとする『外記補任』の記事は疑わしい。しかし『公卿補任』では、三年二月に再び少内記に任じたとあるように(\* 2参照)、延暦年間初期における安人の経歴は混乱している。①短期間に少内記と少外記を交互に歴任した、②内記と外記が混同された、などが考えられるが未詳。

尊経閣文庫所蔵『外記補任』の補訂(Ⅳ)

九五 (三五七)

\* 2 『一中歴』官局歴大外記の項に、安人は「延暦三六任（異本では十二任）」とある。しかし十年二月には大判事補任が『統紀』により確認されるのみで、議政官・外記関係の補任は確認されない。そこで本注の三年六月を大外記への転任時とみなして本稿を作成した。また安人が延暦元年から同十年の間外記に在任したとする『外記補任』に対し、『公卿補任』では三年二月に少内記、六年三月に大内記（異本では大外記）に補任されたとあり混乱がみられる。だが、①『公卿補任』で安人が三年二月に少内記に補任されたとあるのに、それ以前の元年五月廿一日に少内記在任記事が存在する（『統紀』）、②『公卿補任』の六年三月における大内記補任が異本では大外記補任のこととして記されている、③『統紀』では八年九月・九年三月・十年二月に大外記在任記事があり『外記補任』の記事と符合する、の三点から『公卿補任』の記事の信頼度は低く、『外記補任』の記事の方が信頼度が高いと考えられる。

\* 3 統群書類従本には「月日叙位」とあるが、底本に見えないので削除した。

\* 4 内蔵賀茂丸は、他史料に見える「内蔵賀茂磨」と同一人物とみなして校合した。

\* 5 統群書類従本では「外従五位下」となっているが、底本では本文が「従五位下」で「外」は異本の表記となっている。しかし『外記補任』で前後の年（延暦廿年と廿二年）を見ると、堅部広人は共に「外従五位下」となっており、統群書類従本のように「外」を付する方が正しいと考える。

\* 6 統群書類従本では「止右大史」となっているが、底本には「止左大史」とあるうえ、延暦十九年条割注に左大史を兼任するとあるので「止左大史」とした。

\* 7 統群書類従本の注により「五」を補ったが、割注では「従五上」とある。（傍点中野）

\* 8 『類聚国史』天長三年正月七日条叙位記事により「外」をおぎなった。

\* 9 該当部分は底本では左記のようになっていた。

承和四年

大外記 外従五位下 山田古嗣

清内御薨

少外記 秋篠五百河二月七日迁式部少丞

菅野繼門

名草安成二月七日任元内匠大属  
六十一

承和五年

大外記 外従五位下 山田古嗣

清内御薨

少外記 秋篠五百河二月七日迁式部少丞

菅野繼門

名草安成二月七日任元内匠属  
六十一

兩年の少外記の割注は近似しており、すでに続群書類従本編者により（此年二月七日事与前年重複、未知就是）との疑義が提示されている。しかし『符宣』二〇七頁によれば、四年七月二十七日に秋篠五百河が少外記に在任していたことが確認される。それゆえ同年二月七日の式部少丞への遷任を記す『外記補任』の割注は誤まりと考えられる。そこで名草安成の少外記への補任は五年のことと思われる。兩年とも安成が六十一歳とされているのは、五年の割注が四年に誤って入った結果と推定される。

\* 10 底本では承和十年条にも左記のように朝原良道が見える。(この部分は続群書類従本になし)

本定  
不、口 朝原良道 正月十一日任  
元少史

「本定不、口」とは原文のままという意と思われる。『外記補任』の同十一年条の良道の項の上部にも「本定不、」とあり、兩年条の良道の初見をめぐる混乱が指摘されている。しかし『外記補任』承和十年条によれば、少外記は賀茂弟峯と忠宗宗主がおり定員二名を満たして朝原良道の補任される余地はない。それゆえ本稿では良道の補任を十一年のこととして、十年条の良道の記事を削除した。

\* 11 嘉祥元年条の朝原良道には「正七叙」の割注が付され位階も「従五位下」となっている。しかし『続後』によれば良道の従五位下への昇叙は斎衡元年正月七日のことである。それゆえ位階に「外」を付し、割注は削除した。『外記補任』の底本も嘉祥二年以後では位階が「外従五位下」となっているので、筆写段階で嘉祥元年に斎衡元年分が誤写されたものと推測される。

\* 12 忠宗宗主は、承和十三年を最後に『外記補任』から消え、以降少外記は山口豊道・山田春城の二名で定員が満ちている。それゆえ宗主が嘉祥二年条に存在することは唐突であり錯簡・誤写の可能性が考えられる。しかし削除するに足る理由が見出せなかつたので一応あげておく。

\* 13 底本では嘉祥二年条の山田春城・安野豊道兩名の下には、それぞれ「四月十六日任」本定「四十六任」の注がある。しかし、①春城は承和十三年に少外記に補任されており本条に補任記事があるのは明らかに誤まりである、②豊道には「七一任」という別の補任記事の割注があり「四十六任」の割注は疑わしい、の二点から四月十六日補任を示

す注記は竄入と考えられるので本稿では削除した。なお「本」、「本定」が原文に記されていることから、底本の筆写段階でこの部分の異常が気付かれていたことがわかる。

\* 14 安野豊道は異本では豊門とされているが、①豊門が少外記に在任している斎衡二年二月十七日に豊道の少外記に在任記事がある（『文徳』）、②天安元年正月十四日の下総介への遷任が『文徳』により確認される、の二点から同一人物に対する別名とみなした。

\* 15 島田善長の項は底本では左記のようになっていた。

〔嶋〕  
山田善長 （は合点）

\* 16 該当部分は底本では左記のようになっている。

貞観四年

権大外記 〔從五位上〕  
滋野安成

大外記 從五位下 賀茂峯雄 （ママ）  
正月職止

從五位下 島田善長 正七叙  
十月任和泉

廣宗安人二十轉

伴興門二十轉  
元少監物

少外記 御室安常

尊経閣文庫所蔵『外記補任』の補訂（IV）

善淵愛成二月十日任

貞觀二年二月任讃岐少目同三年十一月任大学大属同五年正月任叙イ 冊二

貞觀五年

〔此間欠落〕

しかし、①四年正月に「職止」められている賀茂峯雄が『符宣』一三八頁では七月二十七日に大外記に在任していることが確認される、②四年正月七日に叙され十月に和泉守に遷任したはずの島田善長が翌年の五年正月七日に「大外記」に在任しながら従五位下に「叙」されている(『三実』)、③四年二月十日に少外記に補任されているはずの善淵愛成が同年五月十三日に旧官である讃岐少目として『三実』に登場する、の三点からこれら三者の補任・遷任は翌五年のことと考えるべきである。それゆえ峯雄と善長が通年して大外記に在任していた四年に、広宗安人と伴興門の大外記への補任・転任はあり得ず、これらも翌五年のことと考えられる。これらを総合し『符宣』の記事を加味すると本稿のように復元される。なお愛成に付された注記のうち、「同五年正月叙」とある部分は、底本では「任」となっていたが、上述のように補任が二月十日とすべきである以上、続群書類従本の注(叙歟)に従がい「叙」とするのが正しく改めた。

\* 17 底本では「肥後介」となっていたが『三実』に従がい改めた。

\* 18 続群書類従本では「外従五位下」となっていたが「外」の字は底本に見えず本稿では「従五位下」とした。

\* 19 菅野有風は、『三実』の同時期の記事で官位が一致することから、菅野惟肖と同一人物とみなした。

\* 20 淡海有守は、底本では前年の元慶二年少外記の項に「正月任元右近将曹」の注をともなっていて記されていた。

しかし、①三年条にも「正月十一日任」の注をともなつて記されている、②少外記の菅野有風が大外記に転任するのは三年正月十一日のことでありこの時点ではじめて少外記に欠員ができる、の二点から淡海有守の少外記への補任は元慶三年のことと考えられる。また二年条の注により、有守の旧官として「右近将曹」を三年条に付した。

\* 21 天安の下は底本では「十一文章得業生」とされているが続群書類従本の注に従がい「元」の字を加えた。また「元秀才」の部分は続群書類従本では「元秀才歟」となっているが、底本を検討し本稿のように記述した。

\* 22 底本では「正月廿八日叙」となっているが、宮道有憲は本年（寛平二年）に転任したので「叙」を「任」の誤まりと推定し改めた。

\* 23 小野保衡は、本条によれば四月に少内記に遷任したことになるが、①一ヶ月後の五月十一日に少外記に在任している（『符宣』二四四頁）、②『外記補任』自体翌三年に少外記として保衡をあげている、の二点から誤まりと考えられる。しかし少内記に転じたあとただちに少外記に再任された可能性もあり一応原文どおり掲げておく。

## 五 尊経閣文庫所蔵『外記補任』の史料的价值について

本項では尊経閣文庫所蔵『外記補任』（以下『補任』と略記する）の本文の史料的价值について検討を行なう。なおこの場合の本文とは、明らかな錯簡を訂正して本稿の三に掲示した記事のことをさす。

『補任』の本文は、Ⅰ踐祚・改元の記事とⅡ位階の部分のほか、Ⅲ割注の日付とⅣ改氏姓・進士等の部分が他史料との比較に適している。以下順次ⅠからⅣにかけて検討を加えてゆくことにする。

### Ⅰ 踐祚・改元等記事の信頼度

『補任』の本文のうち天皇踐祚の日時を記す記事は六例ある。そのうち光孝天皇の踐祚を二月四日とする記事（実際



は二十三日)の一例以外は全て六国史の記事と符号する。符合せぬ例は誤まりと考えるべきであろうか。踐祚の年月日については年月レベルでは異同がなく、日レベルでもおおむね信頼できるものと評価できる。

改元の日時を記す記事は十一例ある。そのうち弘仁への改元を九月廿七日とする記事(実際は十九日)と齋衡への改元を十一月廿九日とする記事(実際は三十日)と天安への改元を二月廿日とする記事(実際は二十一日)の三例以外は六国史の記事と符合する。符合せぬ三例のうち後二者は一日の差なので、決定と施行のような事務的日差が考えられるが、弘仁の記事は誤まりとすべきか。改元の年月日についても年月レベルでの誤まりはないので、日レベルでもおおむね信頼できるものと評価できる。

また年号に付された干支が十一例見出されるが、承和十年を甲子とする記事(甲子は承和十一年)以外は全て正しい。

最後に天皇即位時の年齢を示す記事が五例あるが、光孝天皇即位時の年齢を五十四歳とする記事(実際は五十五歳)以外は全て正しい。

以上から『補任』に掲載されている踐祚・改元・干支・天皇の年齢などの公的記事はおおむね信頼できるものと評価できる。しかしいくつかの誤まりもあり、厳格な意味での一次史料として用いるにはやや難点があるとしなければならぬ。

## II 位階記事の信頼度

『補任』に掲載されている位階(割注の位階は除外し本文のもののみを扱う)は一六八例ある。私見によればそのうち一三五例(うち四五例は推定)は他史料により正当な位階であることが確認された。のこりのうち二七例は他史料がなく当否の判断ができなかった。そしてのこった六例は他史料により誤まりであることが明らかである。それら

を列挙すると表4のようになる。中科巨都雄は『後紀』によれば延暦十六年正月七日に外従五位下に昇叙している。で、十五年に外従五位下とあるのは誤まりである。坂上今嗣は『類聚国史』によれば天長三年正月七日に外従五位下から従五位下に昇叙している。天長元年から四年にかけての『補任』の位階は誤まりである。今嗣については、従五位下から外従五位下になっているように明らかな誤まりがあり、筆写の段階での誤写かもしれない。山代氏益は『続後』に承和十年のこととして外従五位下の記事がある他、嘉祥元年・二年にも外従五位下の記事があるので、承和十年に従五位下とする『補任』の記事は誤まりである。朝原良道も『続後』に嘉祥三年のこととして外従五位下の記事があるので、元年に従五位下とする『補任』の記事は誤まりである。

山代氏益と朝原良道の二例を「外」字の脱落としてとらえ、坂上今嗣の例を錯簡としてとらえると明らかな誤まりは中科巨都雄の例のみとなる。巨都雄の例を昇叙時期を誤解したものと考えれば、原史料の段階での誤まりはなくなるわけであり、『補任』の位階記事はほぼ信頼できるものとして評価できよう。ただ前項と同様筆写段階での誤まり

表4 『補任』の誤まった位階

年 紀・氏 名	『補任』の記事	他史料の位階
延暦十五年 中科巨都雄	外従五位下	正六位上以下
天長元年 坂上今嗣	従五位下	外従五位下
天長二年 坂上今嗣	従五位下	外従五位下
天長四年 坂上今嗣	外従五位下	従五位下
承和十年 山代氏益	従五位下	外従五位下
嘉祥元年 朝原良道	従五位下	外従五位下

が見出される点から、厳密な意味での一次史料とするには不安が残る。

### III 割注の日付の信頼度

『補任』の割注の日付のうち月と日を記し他史料による確認ができるものは四七例ある。内訳は表5のごとくである。そして『月』の異同の実例を示したものが表6、『日』の異同を示したものが表7である。

表6の貞観十一年のものは三月と二月の違いなので誤写

表5 割注の日付の確認

「月」を確認1 (2・13%)  
 「日」を確認36 (76・59%)  
 「月」が異同2 (4・26%)  
 「日」が異同8 (17・02%)  
 10 (21・28%)

の可能性があるが、天安二年のものは誤まりと見るべきであろうか。

表6 『月』の異同

年 紀	『補任』の割注	他史料
天安二年	正月13日	10月26日
貞観十一年	3月16日	2月16日

付よりもあとなので、「決定」と「公布・施行」の間のような手続き上の時間的誤差が考えられ一概に誤まりとすべきではないかもしれない。

『補任』割注の「月・日」記事で他史料と比較できるもののうち、月あるいは日が他史料と異なる確率は表5より21・28%となる。しかし、①日レベルでの異同は最大4日で平均すれば2日以内におさまる、

②上述のように異同そのものが誤まりではなく事務的日差である可能性がある、の二点から『補任』の割注の日付は日レベルでもほぼ信頼できるものと評価したい。

また他史料で外記への在任を確認できるものが六九例あり、大外記・少外記の別を含めて一つも矛盾のないことは、各年度ごとの外記の具体的な人名を示すものとして、すなわちある年に誰が外記だったのかという点について、『補任』の記事が高い信頼度を有しているといえよう。

IV 改氏姓・進士等割注の信頼度

第一に改氏姓について述べる。外記在任中に改氏姓を行なった者は、

表7 『日』の異同

年 紀	『補任』の割注	他史料
延暦十六年	12日	13日
弘仁三年	18日	19日
承和六年	22日	23日
嘉祥三年	13日	15日
貞観八年	12日	13日
同 十年	13日	16日
同 十四年	22日	26日
元慶元年	22日	21日

表8 外記の学問的経歴に関する『外記補任』割注と他史料

人名	文章生	得業生	策	進士	秀才
小野保衡	△				
島田房年				△	
三統理平			△		
多治有友				△	
多治宗範				△	
和気宗世				△	
安倍安直					△
惟良高望	×				
紀長谷雄			○		
菅原宗岳				△	
紀有世				△	
高岳五常		△	○		△
島田惟上	△				
巨勢文宗	○				
淡海有守	×				
菅野有風	×		×		
忠宗是行	△				
島田良臣	△				
島田忠臣	△				
坂上能文	△				
山田春城			○		
島田清田	○				
上毛野頼人	×				
南淵弘貞	×				

注 (1) ○は『補任』、他史料ともあり(桃裕行『上代学制の研究』も参照)。  
 (2) △は『補任』のみで他史料で確認できず。  
 (3) ×は『補任』になく他史料にあり。

秋篠安人(延暦九年十二月)・堅部広人(大同元年正月)・白鳥茂智曆(天長八・九年)・内蔵秀嗣(天長十年十二月)・山田古嗣(天長十年十二月)・名草安成(承和六年九月)の六名である。このうち山田古嗣の改姓記事は『補任』になく、名草安成の改姓記事の日付は『補任』では二十二日だが『続後』では二十三日となっている。だいたい信憑性が見出せるであろう。

第二に進士・文章生・对策など外記の学問的経歴に関する割注について述べる。表8によれば、

① ×があることから『補任』が全ての学問的経歴を載せていないことがわかる。

② △があることから『補任』にのみ見出せる記録のあることがわかる。もし正しければ貴重な史料となるものである。

③ ○が五例あるほか『補任』の記事を否定する史料のないことから、学問的経歴に関する『補任』の割注は一応信頼できるものと考えたい。

第三に生年について述べたい。生年を記した割注(生年を逆算できるものを含む)は十二例あるが、他史料で確認できるのは紀長谷雄の一例のみである。しかし『補任』による年齢と、他史料から判明する他の外記の年齢は、外記補任時の年齢についてほぼ同年代に集中する。ゆえに間接的ではあるが『補任』の年齢記事を信頼できるものと考えたい。

第四に前官職について述べたい。再任時の重複も含めると前官職記事は六一例ある。このうち他史料で確認できるのは十例である。『補任』収載の前官職のうち他史料により確認できるものの割合は低く、全体の信憑性を論ずるにはもの足りない。誤った記事の混入している可能性は否定できない。しかし利用に値する一所伝であると思われる。

第五に兼職記事について述べたい。四一例のうち他史料で確認できるものは十七例あり、前官職記事よりは確認例

が多く信頼度は高い。おおむね確実な記録とすることができよう。

以上 I から IV までの検討を総合的に評価するとつぎのようになる。全般的に他史料による確認例が十分ではない。しかし明らかに誤写と思われるものを除けば注目すべき欠陥は見出せない。可能なかぎり他史料による確認作業を試みるべきだが、『外記補任』のみに掲載されている記事についても、一応有力な一所伝として評価すべきであろう。

## 六 尊経閣文庫所蔵『外記補任』の素材について

尊経閣文庫所蔵『外記補任』の史料素材に関して、本稿で扱った八・九世紀分について述べたい。

第一に注目されるのは延暦六年条にある「已上三人注交野行幸日記」という書き入れである。本文がこの史料をもとに作成されたと考えられるので、この書き入れは後世の書き込みではなからう。「交野行幸日記」とは具体的内容が不明だが、行幸に際して記された道中記のようなものと推定される。直接外記の補任・転任に関係ないこのような史料が『外記補任』の素材となっていることがわかる。

第二に外記に補任された者の個人的な伝記ともいうべきもの（例えば卒伝のようなもの）が素材として指摘できる。たとえば上毛野頼人（大同二年）・山代氏益（承和八年）・善淵愛成（貞観五年）・山田時宗（元慶五年）・高岳五常（元慶六年・仁和二年）の官歴記事は、個人的な記録を用いたものと考えられる。また天長十年に宿祢姓を下賜された山田古嗣が、天長六年に宿祢姓を有して記されている例は、個人的な記録を用いたために時代のくだった段階でのカバネが誤って記されたのではなからうか。

第三に元慶元年条の「菅野有風同日任二人」という表記が注目される。これは『外記補任』の編集者が、外記の補任時の記録すなわち除目の記録を利用して示している。外記の補任ごとに書きつがれた「記文」様の史料が素

材として指摘できる。

以上から(八・九世紀分の)『外記補任』の素材として、①補任の除目の記録、②補任者の個人的官歴を記した伝記、③その他の史料(外記局に収蔵されているもの)、の三種が指摘される。

(昭和六十年二月二十八日成稿)

〔付記〕

尊経閣文庫所蔵『外記補任』の閲覧・複写・翻刻を許可された前田育徳会尊経閣文庫に謝意を表す。また本稿発表にお力添え下さった高橋正彦・飯田瑞穂両先生、開明堂の佐野保雄氏、西田整版所の西田斗美男氏には深甚の謝意を表す。

〔本稿掲載号数一覧〕

- (I) ……『史学』第五十五卷第四号
- (II) ……『同』第五十六卷第一号
- (III) ……『同』第五十六卷第二号
- (IV) ……『同』第五十六卷第三号

〔訂正〕

延暦十九年条と大同元年条の「堅部広人」はすべて「堅部広人」が正しい。